

# 海外 論文 レポート

## 生産・労働者協同組合制度の 現況についての仏独調査報告(2)

島村 博（協同総合研究所主任研究員）

承前 フランスの生産労働者協同組合  
の現勢

### 1. 生産労働者協同組合制度の概況

(資料出典 :Rapport du Conseil Supérieur de la  
Coopeartion 2000,pp.73-74)

フランスでは、協同組合は、農業協同組合  
法人制度が特殊に認められている農協を除外  
して、有限責任会社又は株式会社の資本金額  
を基準としてその半額で、その形式の下で設  
立登記が為される。かかる仕組みとなったに  
ついては歴史を紐解かなければならないが、  
常識的には、会社登記上でそうなっていると  
考えておけばよい。厳密には夫々の協同組合  
法は会社法の特別法としての地位を占め、双  
方が抵触する場合には前者は後者の規定を排  
除する。

協同組合全体は、大別して、事業者が組合  
員となって創る協同組合、つまり、農協、漁  
協等の「事業者協同組合」ジャンルと自然  
人、市民が創る協同組合、つまり、生協と「生  
産労働者協同組合」のジャンルとに分けられ  
る。

前者では、協同組合の原則・仕組みの適用  
は比較的単純であり、また、協同組合企業の  
非営利性を説明する上でもさしたる難点に出  
会わない。事業者相互の間での扶助を目的と

し連帯を基礎として協同組合企業の組合員資  
格、統治構造を単純に導くことができる。ま  
た、「組合員の事業」に貢献する協同組合企  
業という図式も容易に成立するからである。  
協同組合自体においてさしあたりどれほど収  
益があがっても組合と組合員との間での取引  
に応じて後者に利益が還付されるという構造  
が成立する限り、協同組合自身は外観上で非  
営利性を呈し得るからである。

後者では、同じく自然人が創設すると言っ  
ても、働いて得られた所得を有効活用するた  
めに消費の共同化を図って共同仕入れ事業を  
行う消費・購買系の組合つまり生協、そして  
「労働者が直接又は彼らにより、かつ、彼ら  
の間で指名される代理人を介して経営  
を行う企業において共同でその職業を営む目  
的で結合し、設立する」(法第1条)生産労働  
者協同組合(以下、場合により SCOP と表記  
する)という厳密な区別がある。ただし、購  
買生協においても、前者について述べたこと  
がそのままに妥当するということを確認して  
おく必要がある。前者において事業者たる組  
合員の協同連帯は、組合との取引において実  
現されるからである。

生産労働者協同組合の制度において肝心な  
点は、「直接又は・・・代理人を介して経  
営を行う企業において共同でその職業を営  
む」というところにある。わが国の企業組合

の制度とは一見すると相似するが、ここでは、各組合員は組合員となることで「共同でその職業を営む」のであって、その資力・労働力を挙げて組合に没入させ組合の事業を行うわけではない。

表1は、生産労働者協同組合の事業分野別に見た単協数及び全体の中でのその比率である。

フランスの生産労働者協同組合の全国組織であるCGSCOPは長い歴史を有するが、1997年に至るまでは、相当に高い職能水準の労働者を中心とする組合であって、組合数及び組合員数の持続的で着実な発展という傾向を示すことはなかった。しかし、長期におよびセッションの中での長期失業者の滞留、若年層の高い失業率、ノーマライゼーションの立ち遅れといった社会的諸問題や、少子高齢社会化とともにニードが着実に高まってきた福祉サービス事業、それを通じた地域社会の再活性化といった社会的課題に、社会連帯の観点から自らの課題として取り組むスタンスを明確にする中で、資格のある高度の技能者集団の協同組合という閉鎖的体質を同年に脱ぎ捨て、質量ともに大きな発展を展望することになった。

以下の事業分野は、伝統的なものと新規のものに分かたれる。前者の典型は、建設、出版、窯業、皮革加工といったものである。この分野では、市場が縮小し、そして/または競争が激化し、より良い企業パフォーマンスを求めて統廃合やネットワーク化といった課題が提起されている。

新規の分野では、一つには、収益性は低いものの働き甲斐を求め社会連帯を軸として行われる福祉サービスがある。また、指揮命令関係がその有効性を発揮しうる余地のない研究開発をベースとする事業分野というものも

今後大いに注目される。特に、インタビュー記録にも掲げたが、シェック・デジュネを皮切りとするIT関連分野が挙げられる。そこでこのタイプの協同組合が選択される最重要の動機の一つに、企業の戦略的決定も協同して行いたい、という連帯と自己実現の要求があることを特記しておきたい。

断定するには資料が足りないが、単協数の比率から伺えることは、サービス関連分野への進出が今後大きく期待されている、ということである。事実、CGSCOP本部でのインタビューからも、地域福祉サービス分野での積極的事業化の見通しが力強く語られている。

表 1 生産労働者協同組合 分野別の単協数と、その百分率

事業分野	2000年		1999年	
	数値ベース	%	数値ベース	%
建設・公共事業	478	30.9	479	31.8
出版業	93	6.1	91	6.0
冶金	162	10.4	158	10.4
木材・窯業	38	2.4	38	2.5
食・農業・園芸	69	4.4	64	4.3
皮革・繊維	24	1.4	26	1.7
知的サービス	397	25.6	388	25.7
対人サービス	213	13.3	205	13.6
その他	73	5.5	57	3.8
総計	1,547	100	1,506	100

表2は、生産労働者協同組合の単協数、従事者数、総売上高を絶対値及び百分率の双方から見たものである。

表1においても、ここからも伺えるように、フランスの生産労働者協同組合は、わが国の企業組合に同じく、原則として、すべての事業分野で事業を行える。前述の生産労働者協同組合法では、「生産労働者協同組合は、この法律に由来する別異の制限がない場合には、すべての職業的事業を営むことができる」とある(第1条第1項第2段)。だが、す

すべての職業活動をカバーし、かつ、すべての範疇の労働者を念頭に置く生産労働者協同組合というのは1992年の改正をまって保証されるに至った新しい仕組みである。

ただし、再論することになるが、わが国の企業組合の制度とは異なり、「組合の」事業としてではなく、「組合員の」事業として、事業分野の制限が行われてはいない、という規定の仕方が肝要である。また、「事業者協同組合」とは異なり、事業者として組合員となるわけではなく、「共同でその職業を営む目的」で自然人が組合員となる、という側面も見落としてはならない。この点は、わが国とは異なり、なし崩しの従事比率の緩和に通じる道が最初から塞がれているという点でも理解しておく必要がある。この点は、表3との関連で再論することにする。

表2そのものからは、新規のサービス関連分野では単位組合員あたりの売上高は、未必ずしも高くはないことが伺える。このあたりが、CGSCOP指導部も認めているように、「収益性をのみを必ずしも基準とはしない」協同組合のレーゾン・デートルを示すものなのかも知れない。しかし、社会的ニードのある分野で「収益性」が見込めないようであれば結果としてその分野の事業参加者が増えず、ニードは放置されるか、公的給付に依存するほかなく、これは、ポスト福祉国家後の惨状を予期させるものともなる。とはいえ、広義の福祉分野でのアウトソーシングが開始されたばかりの現状では、これ以上のことを述べることは差し控えることにする。

表 2 生産労働者協同組合の従事者及び事業実績 2000年度

事業分野	SCOP数		従事者数		総売上高(*)	
	数値ベース		数値ベース		数値ベース	
建設・公共事業	487	30.9	10747	34.7	5586	42.5
出版業	93	6.1	1904	6.1	1105	8.4
冶金	162	10.4	5130	16.6	2922	22.2
木材・窯業	38	2.4	986	3.2	563	4.3
食・農業 園芸	69	4.4	899	2.9	274	2.1
皮革・繊維	24	1.4	605	1.9	130	1.0
知的サービス	397	25.6	4323	14.0	1165	8.9
対人サービス	213	13.3	5714	18.4	1264	9.6
その他	73	5.5	630	2.0	126	0.9
総計	1547	100.0	30938	100	13135	100.0

## II. 生産労働者協同組合制度

わが国の企業組合とは大きく異なり、フランスでは、従事者のうち組合員の占める割合が50%を下回るときは、協同組合法人として認められている税法上の特典を失う。かの国では、「従事割合」、「組合員割合」という基準はなく、単純に、上記の比率だけが問題となる。

表3からは、その意味では、対人サービス分野を含むサービス分野は、税法的観点からは、かろうじて生産労働者協同組合性を保っているにすぎない。しかし、同時に、ここでは、この分野が新しく登場した就労分野であるということとの関連で、組合員加入問題を検討してみたい。

### a. 加入の自由即ちオープン・ドア制度

わが国の企業組合の制度とは異なり、前述したように、フランスにおいて自然人が起業の機会を求めて創る協同組合は、零細事業者等が互いに資力と技能の全てを投入して企業体としての力の強化を図ろうとするものではない。生産労働者協同組合は「組合員の社会的及び経済的活動の促進並びに組合員養成に貢献する法人」(協同組合一般法の地位にあ

る「協同に関する法」第1条第3項)であって、その生産労働者協同組合の事業は、「共同でその職業を営む」組合員の事業に機会とその場を提供するものである。

したがって、ここでは、協同組合への自由加入、自由脱退は以下のように規律される。

#### b. 加入の条件

わが国の企業組合の制度とは異なり、協同組合資産に対する共同所有持分を想定しないフランスの制度(法第18条)は、加入条件に(場合によってではあるが)複数出資口数の履行及び加入調整金の払込を組合加入の効力発生要件とはしない。また、勤労所得者として加入するについては、その税込所得の1割を超える出資金額を割り当てられてはならない、という規定は良く知られている。この意味で以下の条文が理解されてしかるべきである

「組合員資格の許可は、1口以上の出資金の引受又は取得の約束に、これを従属させてはならない」(法第6条)。

#### 加入手続

以下に明白なように、わが国の企業組合の制度が想定する如くに、組合への加入の承認は組合のする承諾として理事会の業務執行の範囲に属するものではなく、「自由に会衆し、自身のために選ぶ」(法第1条第2項)組合員自治の表出として生産労働者協同組合の意思に関わらしめられる。そしてまた、「持分」制度を想定しないので、相続承継加入、譲受加入という便宜を承認せず、すべて、1年以上の就労実績を前提とする就労意思・能力を加入意思表示の要件としている。

#### 第7条

組合員資格の許可は組合員会議により、又は、場合により、第14条で定められる諸

要件において多数決で決定する通常総会により、これを宣告することとする。

組合員会議又は、場合により、通常総会は、当該企業において少なくとも1年前から連続して雇用されている、誰であれ成人により提出される組合員加入許可請求の諾否を決定しなければならない。当該の請求を却下する場合には、請求は毎年これを更新することができる。

#### 第8条

定款で、定款で定められている期間当該企業で雇用されていた成人は、権利として又は、定款の改定に必要なとされる過半数を定めて、直近の組合員会議、場合により、通常総会に由来する異議が存しなければ、組合員資格の単純請求が許可される旨、これを定めることができる。当該の許可は、執行組合員、理事会又は、場合により、取締役会がこれを確認することとする。

#### 第9条

定款で、同じく、当該企業において雇用されている、誰であれ自然人との間で締結される労働契約が、当該の者に定款で定める期間内にその者の組合員加入許可を請求することを義務付け、かつ、成人に可及的速やかに請求することを義務付ける旨、これを定めることができる。請求がない場合には、成人は当該期間の期限に辞職したと見なされる。

加入許可は、前条に定められた形式に従って行われる。

上記の諸条項は、自然人が起業の機会を求め、かつ、相互扶助という連帯の精神を根拠として企業を経営する上で必須の条項を網羅

するものではないが、就労の意思を有するものがその能力に従って働き、協同で経営を管理する仕組みの基本骨格を示すものである。そして、かかる手続きに従って「共同でその職業」を営む組合員に「定款で、当該協同組合企業の従事組合員に、定款で定められる諸要件において、出資金の一定数の引き受け又は取得を課することを有効に為し得る」(法第6条第2項)とする、追加出資の義務を課することで、経営の安定、事業展開への共同関与を予定する。

なお、表3からは出資のみの組合員総数は不明であるが、SCOP企業全体としては、ほぼ1万人の非組合員雇用を実現していることが伺える。

### c. 辞職又は解雇に関する規定

SCOPは組合員就労及び就労者の組合員化を原則としている。そのために、組合員制度にいくつか特異な制度を設けている。参考までに関連条項を以下に掲げることとする。

#### 第10条

定款に別異の規定がない場合には、現実的かつ重大な原因に基づく辞職又は解雇は、組合員資格の喪失をもたらす。

組合員資格の自発的な放棄は、労働契約の破棄 (la rupture) をもたらす。

#### 第11条

定年退職、経済的原因又は当該の者に労働不適格を発生させる障害を理由とする解雇 (le licenciement) は、組合員資格の喪失 (la perte) をもたらすものではない。

表3 組合員比率 2000年SCOP総会時及び1997年総会時

事業分野	従事者総数		従事組合員数		組合員割合	
	2000年	1997年	2000年	1997年	2000年	1997年
建設・公共事業	10,747	10,963	6,540	6,712	60.8	61.0
出版業	1,904	1,927	1,397	1,480	73.3	76.8
冶金	5,130	4,851	3,933	3,816	86.7	78.6
木材・窯業	986	1,079	723	823	73.3	76.3
食農業・園芸	899	819	545	597	60.6	72.9
皮革・繊維	609	1,071	451	800	74.5	74.7
知的サービス	4,323	3,288	2,468	2,094	57.1	63.7
対人サービス	5,714	5,037	2,841	2,886	50.9	57.3
その他	630	34	464	25	73.6	73.5
総計	30,942	28,799	19,362	19,233	62.8	66.1

第4表は、SCOPの規模分布を示すものである。企業分析で慣習的に、働く者と管理者又はボードとが截然と分離する分岐点である従事者9名という基準に照らすと、SCOPの過半数は全就労者共同管理という仕組みが機能する規模であると言えるかもしれない。しかし、こうした零細の組合が生き延びる上では、わが国の企業組合制度では認められてはいない連合会組織が不可欠では在るまいか。冒頭のデータで見たように中小企業における起業5年の延命率を重ねるに付け、仕事起しの協同組合の新規起業における困難を克服する上で組合間の指導、調整、連絡の事業を行う事業連合、全国連合会というものが必用であると思われる。因みに、零細協同組合の倒産が話題になることは、ドイツと同様にフランスでも稀であるという。

今後に期待されるのは、零細ではあっても地域のニードに密着した近隣の・好縁的サービスを提供する多様な組合員から構成される協同組合ではなからうか。以下、この論点について、昨年行われた協同組合法の改正を素材として検討を行うこととする。

表 4 就労組合員別組合規模分布

	協同組合数		比率	
	2000年	1999年	2000年	1999年
10名以下	884	892	57	59
10人~50人	537	505	35	34
50人超	126	109	8	7
総計	1,547	1,506	100	100

### III. 協同組合法の改正動向

わが国においても既に知られている事柄ではあるが、フランスを含めて協同組合は「社会的経済」と称せられる経済セクタに分類されることがある。「社会的経済」とは、協同組合、共済組織、アソシアシオン(わが国で言う「NPO」)法人とは異なり名目上では対価の支払を期待せず社会貢献活動行う団体。さしあたり、いわゆるNPOと解してもここでは差支えない。)及び財団を構成ファクターとする、広義の「非営利セクタ」を指す。「非営利」に関しては、いくつか処理すべき論点があるが、欧州における法制度上の理解では法人に着目して収益を挙げない、したがって収益を分配しないということの意味するものではない、ということだけを述べて先を急ぐことにする。しかし、構成員に収益を最大限に還元するというわが国の理解が兌換性を有するものでもない。要は、法人として収益を挙げてもその構成員にそれをすべて帰属させるものではない「不分割の積立金」の制度にそれが求められる、ということである。

ドイツに関する概説でも述べられることであるが、近年において欧州では伝統的な協同組合制度の大胆な見直しが始まっている。しかし、その方向は必ずしも一様ではない。ここではわが国での協同組合了解を脇に置きながら、フランスの動向について、あるがまま

に紹介することにする。

第1は、組合員に対する組合員であることのインセンティブの強化である。これは、表面的には劣弱な協同組合資本の充実策の一環として現れている。詳細は巻末資料に掲載される解説をご参照いただくとして、出資又は組合債の引き受けの刺激策として登場している。しかし、これは、同時に、出資のみの組合員制度の導入や、協同組合と資本会社との区別を示す「1人1票」という原則問題にも触れる重大な論点を含むものである。

第2は、混合的組合員制度とでも言うべき、組合に対する多様なかわりを容認する組合員資格の大胆な設定である。

昨年のフランス協同組合法の改正は、1991年のイタリアの「社会的協同組合法」に倣うものであるが、社会的貢献活動に関与しようとする一群の人々を含めて組合員に迎え入れる組合員制度を導入するものである。しかし、その眼目は、巻末での解説においても触れるが、社会貢献活動、その実、経済事業を行っているNPOの協同組合化を図るものである。

第2の面と関わっては、以下のように説明される。

欧州ではNPOに対して、国をはじめとして地方公共団体、教会、労働組合、政党から、直接又は間接に多大な財政的バックアップが為されてきた。しかし、そのNPOは、その団体数(例 フランスでは100万団体)に見合う十分な雇用吸収能力(例 フランスでは給与所得者は130万人)を実現し得ないにもかかわらず、不可避免的に市場的なサービス分野に移りつつある諸分野において事業の継続が困難な単価でサービスを提供することにより、当該分野での市場ベースでの新規事業化を困難にするか阻止要因となりつつある。他方で、長期に及びリセッションの下で国等の

補助は財政を圧迫しつつあり、また、寄付の先細りも十分に懸念されるに至っている。しかもNPOによるサービス提供の質は、必ずしもニードに見合うものではない。また、実相において事業を行っている団体としてNPOという組織のガバナンスは社会的責任を負担し、かつ、責任を追及できる仕組みとはなっていない。

したがって、NPOが従来において担ってきた多くの分野は競争環境に晒されるべく、かつ、NPOの素志を活かし得る非営利組織たる協同組合の事業として継承発展されるべきである、というものである。こうして構想され、制度化された協同組合のタイプが「社会連帯協同組合」(SCIC)である。